

# 安城市指定介護予防訪問サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第3条第1号ア（ア）に規定する指定事業者による介護予防訪問サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防訪問サービス 訪問型サービス事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- (2) 指定介護予防訪問サービス事業 市が指定した指定介護予防訪問サービスを提供する事業をいう。
- (3) 指定介護予防訪問サービス事業者 指定介護予防訪問サービスを提供する者をいう。
- (4) 常勤換算方法 当該指定介護予防訪問サービス事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該指定介護予防訪問サービス事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定介護予防訪問サービス事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に定めるほか、この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則において使用する用語の例による。

(事業の一般原則)

第3条 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定介護予防訪問サービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の指定介護予防訪問サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めな

なければならない。

3 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(基本方針)

第4条 指定介護予防訪問サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、居宅要支援被保険者等の要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要支援状態若しくは要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第5条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、利用者の数に応じて必要数の訪問介護員等（指定介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）及びサービス提供責任者を置かなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者が指定介護予防訪問サービス事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

3 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービス事業と指定訪問介護の事業（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、

利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 4 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第3項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であって、専ら指定介護予防訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（同省令第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 7 指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第7条 指定介護予防訪問サービス事業所には、指定介護予防訪問サービス事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪

問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、指定介護予防訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の

事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定介護予防訪問サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定介護予防訪問サービス事業者は、当該指定介護予防訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に指定介護予防訪問サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な他の指定介護予防訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者から指定介護予防訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証及び負担割合証に

よって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間並びに負担割合を確かめるものとする。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請及び基本チェックリストによる判定に係る援助)

第12条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基本チェックリストによる判定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基本チェックリストによる判定（以下「申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、介護予防ケアマネジメントが利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前までに、基本チェックリストによる判定が遅くとも指定介護予防訪問サービスの利用開始日までになされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供をし、又は提供を終了するに当たっては、利用者又はその家族に対して必要な援助を行うとともに、地域包括支援センター及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第15条 指定介護予防訪問サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿った指定介護予防訪問サービスの提供をしなければならない。

(介護予防サービス・支援計画の変更の援助)

第16条 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 指定介護予防訪問サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスを提供した際には、当該指定介護予防訪問サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防訪問サービスについて法第115条の45の3の規定により、利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスを提供した際には、提供した具体的な指定介護予防訪問サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(サービスに要する費用の支給)

第19条 指定介護予防訪問サービス事業者が法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問サービスを提供したときは、市長は、安城市指定事業者等による第1号事業の支給額に関する基準要綱（平成29年4月1日施行）第3条に規定により算定された第1号事業の支給額（以下「事業支給額」という。）を指定介護予防訪問サービス事業者に支払うものとする。

2 利用者が負担する額は、安城市指定事業者等による第1号事業の支給額に関する基準要綱第3条に規定するサービス費用基準額（以下「サービス費用基準額」という。）から事業支給額を控除した額とする。

3 指定介護予防訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問サービスを利用者に提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

4 指定介護予防訪問サービス事業者は、第1項又は前項の規定により支払を受け

る額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 5 指定介護予防訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係る指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定介護予防訪問サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 指定介護予防訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第21条 指定介護予防訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第22条 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要支援若しくは要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって指定介護予防訪問サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 従業者は、現に指定介護予防訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第24条 指定介護予防訪問サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問サービス事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものと



する。

3 サービス提供責任者（第5条第5項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定介護予防訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化や指定介護予防訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) 地域包括支援センター等に対し、指定介護予防訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (4) サービス担当者会議への出席等、地域包括支援センター等との連携に関すること。
- (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他指定介護予防訪問サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第25条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる指定介護予防訪問サービス事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第26条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、指定介護予防訪問サービスのうち特定の援助に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第27条 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問サービスを提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問サービス事業者は、適切な指定介護予防訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条 指定介護予防訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問サービス事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第29条 指定介護予防訪問サービス事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問サービス事業者は、当該指定介護予防訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第30条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第31条 指定介護予防訪問サービス事業者の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第32条 指定介護予防訪問サービス事業者は、事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条 指定介護予防訪問サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センターの従業者又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第34条 指定介護予防訪問サービス事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者による指定介護予防訪問サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 指定介護予防訪問サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第36条 指定介護予防訪問サービス事業者は、その指定介護予防訪問サービス事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第38条 指定介護予防訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第39条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 指定介護予防訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第18条第2項に規定する提供した具体的な指定介護予防訪問サービスの内容等の記録

(2) 第22条に規定する市への通知に係る記録

(3) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 第43条第2号の介護予防訪問サービス個別計画

(暴力団等の排除)

第41条 指定介護予防訪問サービス事業者は、その事業の運営について、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

(指定介護予防訪問サービスの基本取扱方針)

第42条 指定介護予防訪問サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要支援状態又は要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防訪問サービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定介護予防訪問サービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供に当た

り、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問サービスの具体的取扱方針)

第43条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な指定介護予防訪問サービスの内容、指定介護予防訪問サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問サービス個別計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問サービス個別計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容によって作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス個別計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護予防訪問サービス個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防訪問サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問サービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス個別計画に基づく指定介護予防訪問サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供状況等について、当該指定介護予防訪問サービスの提供に係る介護予防サービス・支

援計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該介護予防訪問サービス個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問サービス個別計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問サービス個別計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第44条 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な指定介護予防訪問サービス提供に努めること。

(2) 指定介護予防訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。

(電磁的記録等)

第45条 指定介護予防通所サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防通所サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他こ



れらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第46条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。